

令和2年度全国安全週間が始まります

過重労働解消キャンペーン重点監督の実施結果について

静岡労働局「雇用調整助成金センター」を開設しています

新型コロナウイルス感染症影響に伴う静岡労働局の対応について

令和2年度 労働保険の年度更新を実施しています

職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になります！

女性活躍推進法の改正について

派遣労働者の相談窓口を開設しました

相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

静岡県内の労働災害発生状況（令和2年5月）

静岡県有効求人倍率（令和2年4月）



クレマチスの丘

令和2年度全国安全週間が始まります（7/1～7/7）

エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減

本週間：7月1日～7日 準備期間：6月1日～30日

エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使われています。

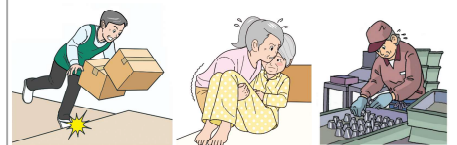
昨年の静岡県内の労災死亡者数は17人（前年比16人減）と過去最少を記録したものの、休業4日以上死傷者数は4,454人と、昨年より増加しています（前年比25人増）。中でも転倒災害の割合は最も高く、特に高齢労働者に対する転倒災害の防止が重要です。多様なニーズを持つ高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、労使で一体となった取り組みが求められます。

静岡労働局では、全国安全週間にあたり、『転倒災害防止（静岡ぬかづけ運動）』『エイジフレンドリーガイドラインの周知』『熱中症予防対策』等と呼びかけています。

「三密」を避け、感染症対策を十分図った上で、各企業の取り組みをお願いします。

エイジフレンドリーガイドライン （高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」）を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の労働者数は過去10年間で1.5倍に増加し、特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。
こうした中、労働災害による死者のうち60歳以上の労働者が占める割合は46%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墮落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

過重労働解消キャンペーン重点監督の実施結果について

昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果です。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場499社に対して集中的に実施しました。

【監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 499 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの： 235事業場 (47.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 45事業場 (19.1%)
うち、月100時間を超えるもの： 27事業場 (11.5%)
うち、月150時間を超えるもの： 1事業場 (0.4%)
うち、月200時間を超えるもの： 0事業場 (0.0%)
 - ② 賃金不払残業があったもの： 51事業場 (10.2%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 122事業場 (24.4%)



静岡労働局「雇用調整助成金センター」を開設しています（5/11～）

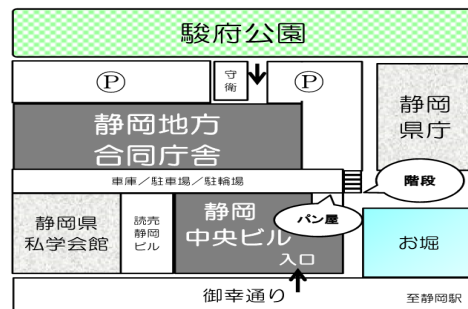
新型コロナウイルス感染症の影響で急増している雇用調整助成金の相談・申請・審査・支給を一元的に実施するため、静岡労働局では、令和2年5月11日（月）から「雇用調整助成金センター」を新設しました。

専用電話番号 054-653-6116

所在地 静岡市葵区追手町9-15

静岡中央ビル5階受付

（6/22から受付を11階に変更します）



新型コロナウイルス感染症影響に伴う静岡労働局の対応について

雇用調整助成金の助成額の上限額を引き上げます

雇用調整助成金のさらなる拡充を行いました。

1 受給額の上限を引き上げます

1人1日あたり日額8,330円▶15,000円に引き上げ
企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用されます

2 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率を拡充します

原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）▶一律10/10（100%）に拡充

○令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

○緊急雇用安定助成金も対象です

○すでに受給した方、申請済みの方にも適用されます

既に申請済みの事業主の方についても、令和2年4月1日に遡って適用となります。労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、再度の申請手続きは必要ありません。

○過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額部分についての追加支給のための手続きが必要となります。

最新の情報は厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

令和2年度 労働保険の年度更新を実施しています（6/1～8/31）

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置です。なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	従来	延長後
申告期限	令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ 同年8月31日
納付期限 《全期・第1期》	令和2年7月10日	令和2年8月31日

コールセンター 開設します 0120-560-710 5/29～7/14(土日祝除く。)9:00～17:00

出張受付 実施します

* 静岡労働局内及び県内各労働基準監督署では随時受付しております。会場は決まり次第ホームページ等でお知らせします。

※ご注意ください 上記会場は大変混雑するため、申告書受付のみ行い、保険料納付はできません。保険料の納付は「お近くの金融機関」でお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、中止する場合がございます。

労働保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

詳細は厚生労働省HPをご確認くださいhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になります！（令和２年６月施行）

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（「労働施策総合推進法」）が改正され、事業主に職場におけるパワーハラスメント防止措置を講じることが義務付けられています。

中小企業への適用は令和４年４月１日です。早めの対応をお願いします。

詳細は厚生労働省HPをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/

職場におけるパワーハラスメントとは

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**３つの要素**をすべて満たすものです。

（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。）

- ①「**優越的な関係を背景とした**」言動であって、
- ②「**業務上必要かつ相当な範囲を超えた**」言動により
- ③**就業環境が害されること**（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

事業主が雇用管理上講ずべき措置等

職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するために、**事業主が雇用管理上講ずべき措置**として、主に以下の措置が厚生労働大臣の指針に定められています。**事業主は、これらの措置について必ず講じなければなりません。**

なお、派遣労働者に対しては、派遣元のみならず、派遣先事業主も措置を講じなければならないことにご注意ください。

- ・事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ・併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

女性活躍推進法の改正について

常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析をした上で、結果を勘案した**一般事業主行動計画**を策定していただき、社内周知、外部への公表、労働局への行動計画策定届の届出をし、併せて自社の女性活躍に関する情報の公表をする義務があります。

- ・法改正により、**行動計画の策定方法や情報公表の方法が変更されました。**
（2020年4月1日から順次施行）
- ・行動計画の策定・情報公表の義務の対象事業主が301人以上から101人以上に拡大されます。（2022年4月１日施行）

行動計画の策定・届出を行った事業主の内、女性の活躍推進に関する状況が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし」認定よりも水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定が創設されました。（2020年6月1日施行）

改正内容の詳細、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定基準等については、厚生労働省HPをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



派遣労働者の相談窓口を開設しました（５／１３～）

静岡労働局では、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い、派遣労働者の皆さまのための相談窓口を、設置しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合など、相談窓口にご連絡ください。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による相談をご活用ください。

お問い合わせ先	派遣労働者相談窓口	
	静岡労働局 需給調整事業課	☎ 054-271-9980

派遣労働者の方以外の相談については、こちらのページをご覧ください（静岡労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/colona2020213_00007.html

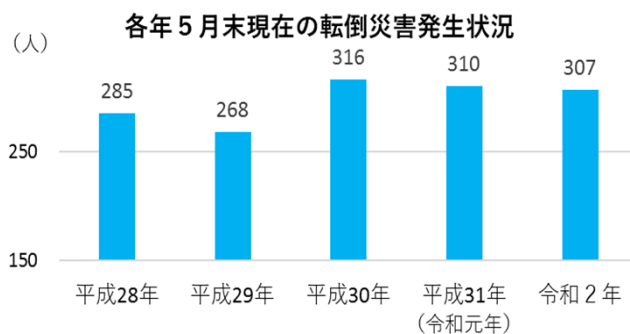
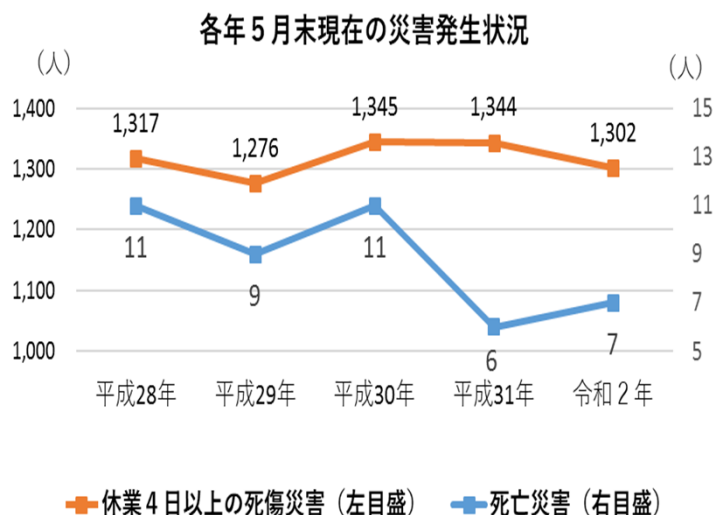
相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から皆様に来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットによるご利用が可能です。労働局、労働基準監督署、ハローワークへの相談、届出・申請に、積極的な活用をお願いします。

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

静岡県内の労働災害発生状況（令和2年5月）



「静岡労働局

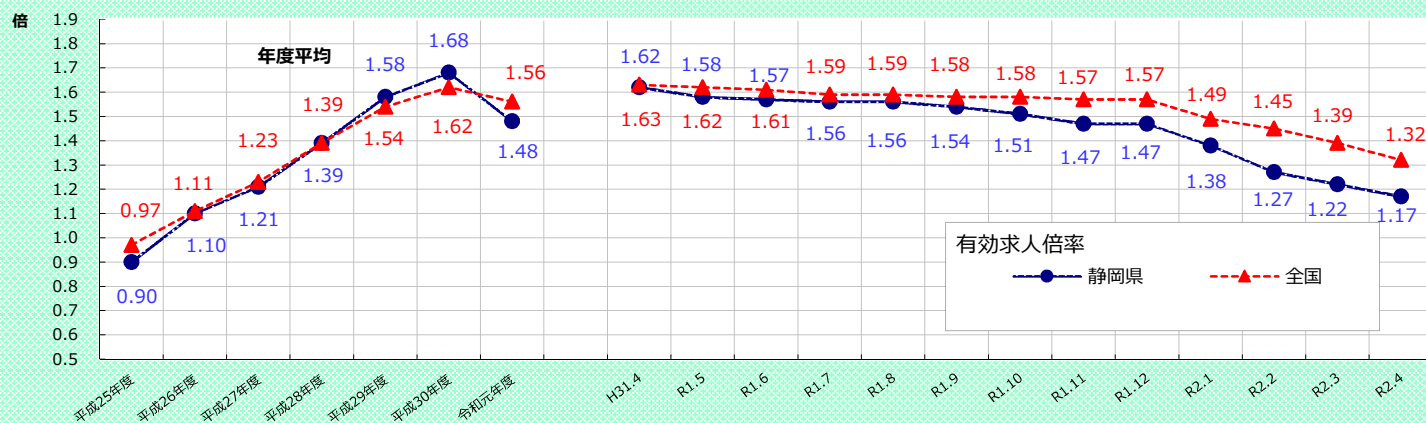
ぬかづけ運動」実施中

転倒災害防止

静岡県有効求人倍率（令和2年4月）

＜雇用情勢の概況＞ 県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響について、より一層注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.17倍（全国31位）となり、前月を0.05ポイント下回った。56か月ぶりに1.1倍となった。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>